

## 管理栄養士養成施設 指定基準に係る自己点検表(学校以外:専門学校)

点検日: 年 月 日

養成施設名:

点検責任者名:

(所屬及び役職)

(氏名)

施行規則: 栄養士法施行規則

事項	規定等	点検No.	点検項目	確認書類例	判定結果 適:1 否:0																																						
教育内容に関する事項	<p><b>指定規則第11条第1号</b></p> <p>教育の内容は、別表第4に定めるもの以上であること。</p> <p>別表第4(第11条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">教育内容</th> <th colspan="2">単位数</th> </tr> <tr> <th>講義又は演習</th> <th>実験又は実習</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎分野</td> <td>人文科学 社会科学 自然科学 外国語 保健体育</td> <td style="text-align: center;">42</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">専門基礎分野</td> <td>社会・環境と健康</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">} 10</td> </tr> <tr> <td>人体の構造と機能及び疾病の成り立ち</td> <td style="text-align: center;">14</td> </tr> <tr> <td>食べ物と健康</td> <td style="text-align: center;">8</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">専門分野</td> <td>基礎栄養学</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td rowspan="7" style="text-align: center;">} 8</td> </tr> <tr> <td>応用栄養学</td> <td style="text-align: center;">6</td> </tr> <tr> <td>栄養教育論</td> <td style="text-align: center;">6</td> </tr> <tr> <td>臨床栄養学</td> <td style="text-align: center;">8</td> </tr> <tr> <td>公衆栄養学</td> <td style="text-align: center;">4</td> </tr> <tr> <td>給食経営管理論</td> <td style="text-align: center;">4</td> </tr> <tr> <td>総合演習</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>臨地実習</td> <td></td> <td style="text-align: center;">4</td> </tr> </tbody> </table>	教育内容		単位数		講義又は演習	実験又は実習	基礎分野	人文科学 社会科学 自然科学 外国語 保健体育	42		専門基礎分野	社会・環境と健康	6	} 10	人体の構造と機能及び疾病の成り立ち	14	食べ物と健康	8	専門分野	基礎栄養学	2	} 8	応用栄養学	6	栄養教育論	6	臨床栄養学	8	公衆栄養学	4	給食経営管理論	4	総合演習	2		臨地実習		4	1	栄養士法施行規則別表第4に定めるもの以上になっている	・学則 ・シラバス	
	教育内容			単位数																																							
			講義又は演習	実験又は実習																																							
	基礎分野	人文科学 社会科学 自然科学 外国語 保健体育	42																																								
	専門基礎分野	社会・環境と健康	6	} 10																																							
人体の構造と機能及び疾病の成り立ち		14																																									
食べ物と健康		8																																									
専門分野	基礎栄養学	2	} 8																																								
	応用栄養学	6																																									
	栄養教育論	6																																									
	臨床栄養学	8																																									
	公衆栄養学	4																																									
	給食経営管理論	4																																									
	総合演習	2																																									
	臨地実習		4																																								
		2	専門分野の単位について、各教育内容ごとに実習又は実験が1単位以上ある	・学則 ・シラバス																																							
		3	基礎分野の保健体育の履修方法は、講義及び実技による	・学則 ・シラバス																																							
	<p><b>備考</b></p> <p>1 単位の計算方法は、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第21条第2項の規定の例による。</p> <p>2 基礎分野の保健体育の履修方法は、講義及び実技によるものとする。</p> <p>3 基礎分野の教育内容において定められた単位数は、専門基礎分野及び専門分野の教育内容についての単位をもって代えることができる。</p> <p>4 臨地実習以外の専門分野の教育内容の実験又は実習は、教育内容ごとに1単位以上行う。</p> <p>5 臨地実習の単位数には、給食の運営に係る校外実習の1単位を含むものとする。</p>	4	臨地実習の単位数は、給食の運営に係る校外実習の1単位を含んでいる	・学則 ・シラバス ・履修規定																																							
		5	教育内容について、通知 <sup>1)</sup> で示されている教育目標を含む教育内容となっている	・シラバス																																							

事項	規定等	点検No.	点検項目	確認書類例	判定結果 適:1 否:0												
教員に関する事項	<b>施行規則第11条第2号</b> 別表第4に掲げる教育内容を担当するのに適当な数の教員を有し、かつ、別表第4に掲げる教育内容を担当する専任の教員(助手を除く。以下この号、次号、第4号、第6号及び第7号において同じ。)の数は養成施設の入学定員に応じそれぞれ別表第5に定める数以上であり、並びにそのうち別表第4専門基礎分野及び専門分野の項に掲げる教育内容を担当する専任の教員の数は10人以上であること。	6	入学定員に応じ別表第5に定める専任の教員(助手を除く)の数である	・教員名簿													
	<table border="1" data-bbox="114 571 502 660"> <tr> <td colspan="4">別表第5(第11条関係)</td> </tr> <tr> <td>入学定員</td> <td>100人</td> <td>200人</td> <td>300人</td> </tr> <tr> <td>専任教員数</td> <td>17人</td> <td>22人</td> <td>25人</td> </tr> </table> 備考 1 入学定員が100人未満の場合には、入学定員100人の場合の専任教員数から1人を減じた数とする。 2 入学定員がこの表に定める数を超える場合には、この表に定める専任教員数に、その超える入学定員に応じて相当数を加えた数とする。	別表第5(第11条関係)				入学定員	100人	200人	300人	専任教員数	17人	22人	25人	7	専門基礎分野及び専門分野を担当する教員(助手を除く)の数は、10人以上である	・教員名簿	
	別表第5(第11条関係)																
	入学定員	100人	200人	300人													
	専任教員数	17人	22人	25人													
	<b>施行規則第11条第3号</b> 別表第4専門基礎分野の項に掲げる教育内容を担当する教員については、3人以上が専任であり、そのうち1人以上は人体の構造と機能及び疾病の成り立ちを担当する者であること。	8	専門基礎分野の教員(助手を除く)は、3人以上が専任である	・教員名簿													
		9	専門基礎分野の専任教員(助手を除く)のうち、1人以上は人体の構造と機能及び疾病の成り立ちを担当する者である	・教員名簿													
	<b>施行規則第11条第4号</b> 基礎栄養学又は応用栄養学のいずれかの教育内容並びに栄養教育論、臨床栄養学、公衆栄養学及び給食経営管理論の各教育内容を担当する教員については、それぞれ1人以上が専任であること。	10	基礎栄養学又は応用栄養学のいずれかの教育内容を担当する教員(助手を除く)については、1人以上が専任である	・教員名簿													
		11	栄養教育論の教育内容を担当する教員(助手を除く)については、1人以上が専任である	・教員名簿													
		12	臨床栄養学の教育内容を担当する教員(助手を除く)については、1人以上が専任である	・教員名簿													
		13	公衆栄養学の教育内容を担当する教員(助手を除く)については、1人以上が専任である	・教員名簿													
		14	給食経営管理論の教育内容を担当する教員(助手を除く)については、1人以上が専任である	・教員名簿													
	※主たる専任教員の複数の教育内容の兼務は不可																
	<b>施行規則第11条第5号</b> 専任の助手の数は、5人以上であり、そのうち3人以上は別表第4専門分野の項に掲げる教育内容を担当する者であり、かつ、管理栄養士であること。	15	専任の助手の数は、5人以上である	・教員(助手)名簿 ・資格証													
		16	専任の助手のうち3人以上は専門分野の項に掲げる教育内容を担当する者であり、かつ、管理栄養士である														

事項	規定等	点検No.	点検項目	確認書類例	判定結果 適:1 否:0
教員に関する事項	<b>施行規則第11条第6号</b> 人体の構造と機能及び疾病の成り立ちを担当する専任の教員のうち1人以上は、医師であること。	17	人体の構造と機能及び疾病の成り立ちを担当する専任の教員(助手を除く)のうち1人以上は、医師である		
	<b>施行規則第11条第7号</b> 栄養教育論、臨床栄養学、公衆栄養学及び給食経営管理論を担当する専任の教員のうち、それぞれ1人以上は、管理栄養士又は管理栄養士と同等の知識及び経験を有する者であること。	18	栄養教育論、臨床栄養学、公衆栄養学及び給食経営管理論を担当する専任の教員(助手を除く)のうち、それぞれ1人以上は、管理栄養士又は管理栄養士と同等の知識及び経験を有する者である  ※「管理栄養士と同等の知識及び経験を有する者」とは、次の(1)(2)に掲げる者である <sup>1)</sup> (1)外国において取得された管理栄養士に相当する資格を有する者 (2)担当する教育内容に関連する専攻分野に係る修士又は博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、担当する教育内容に関する教育研究上の業績若しくは実地指導歴を有する者  ※主たる専任教員の複数の教育内容の兼務は不可	・履歴書 ・教育研究業績書 ・資格証 ・卒業証明書 ・単位履修証明書	
施設設備に関する事項	<b>施行規則第11条第8号</b> 教育上必要な専用の講義室、研究室、実験室及び実習室並びに栄養教育実習室、臨床栄養実習室及び給食経営管理実習室(実習食堂を備えるものに限る。)を有すること。	19	教育上必要な専用の講義室、研究室、実験室及び実習室を有する	・平面図 ・施設設備目録	
		20	専用の栄養教育実習室、臨床栄養実習室及び給食経営管理実習室(実習食堂を備えるものに限る。)を有する	・平面図 ・施設設備目録	
	<b>施行規則第11条第9号</b> 前号の施設の数は、生徒及び教員の数並びに教育課程に応じ、必要な数以上であること。	21	教育上必要な専用の講義室、研究室、実験室及び実習室の数は、生徒の数、教員の数及び教育課程に応じ必要な数以上ある	・平面図	
	<b>施行規則第11条第10号</b> 教育上必要な機械、器具、標本及び模型を有すること。	22	教育上必要な機械、器具、標本及び模型を有する	・現行備品一覧	
	<b>施行規則第11条第11号</b> 施設の配置及び構造は、第9号に定めるもののほか教育上、保健衛生上及び管理上適切なものであること。	23	施設の配置及び構造は、第9号に定めるもののほか教育上、保健衛生上及び管理上適切なものである	・平面図	

事項	規定等	点検No.	点検項目	確認書類例	判定結果 適:1 否:0		
施設設備に関する事項	<p><b>施行規則第11条第12号</b></p> <p>別表第6の上欄に掲げる施設には、それぞれ同表の下欄に掲げる機械、器具、標本及び模型が教育上必要な数以上備えられていること。</p> <p>別表第6(第11条関係)</p> <p>栄養教育実習室</p> <p>視聴覚機器 栄養教育用食品模型</p> <p>臨床栄養実習室</p> <p>計測用器具 検査用器具 健康増進関連機器 エネルギー消費の測定機器 要介護者等に対する食事介助等の機器及び器具 経腸栄養用具一式 経静脈栄養用具一式 ベッド 栄養評価及び情報処理のためのコンピュータ 標本 模型</p> <p>給食経営管理実習室</p> <p>食品衛生上の危害の発生を防止するための措置が総合的に講じられた給食の実習を行うための施設及び設備 品質管理測定機器 作業管理測定機器 冷温配膳設備</p>	24	施行規則別表第6の上欄に掲げる施設には、それぞれ同表の下欄に掲げる機械、器具、標本及び模型が教育上必要な数以上備えられている		・現行備品 一覧		
		25	栄養教育実習室	視聴覚機器			
		26		栄養教育用食品模型			
		27	臨床栄養実習室	計測用器具			
		28		検査用器具			
		29		健康増進関連機器			
		30		エネルギー消費の測定機器			
		31		要介護者等に対する食事介助等の機器及び器具			
		32		経腸栄養用具一式			
		33		経静脈栄養用具一式			
		34		ベッド			
		35		栄養評価及び情報処理のためのコンピュータ			
		36		標本			
		37		模型			
		38		給食経営管理実習室		食品衛生上の危害の発生を防止するための措置が総合的に講じられた給食の実習を行うための施設及び設備	
		39				品質管理測定機器	
		40				作業管理測定機器	
		41	冷温配膳設備				

事項	規定等	点検No.	点検項目	確認書類例	判定結果 適:1 否:0
施設設備に関する事項	<b>施行規則第11条第13号</b> 別表第4専門基礎分野及び専門分野の項に掲げる教育内容に関する5千冊以上の図書及び20種以上の学術雑誌が備えられていること。	42	施行規則別表第4専門基礎分野及び専門分野の項に掲げる教育内容に関する5千冊以上の図書及び20種以上の学術雑誌が備えられている	・現行備品一覧	
	<b>施行規則第11条第14号</b> 当該指定に係る施設以外の適当な施設を臨床栄養学、公衆栄養学及び給食経営管理論の臨地実習施設として利用できること。	43	臨地実習の単位が臨床栄養学、公衆栄養学、給食経営管理論で4単位以上となっている(給食の運営に係る校外実習の1単位を含んでいる) <sup>2)</sup>	・学則 ・シラバス	
		44	臨地実習は、前提となる授業を修了した後順次実施している <sup>2)</sup>	・学則 ・シラバス ・時間割	
		45	臨地実習は、実習施設の状況を考慮した上で、年間の教育計画にあらかじめ取り入れ、計画的に実施している <sup>2)</sup>		
		46	臨地実習は、実習の種類に応じた適切な施設で実施している <sup>2)</sup> ○臨床栄養学 病院、介護老人保健施設等の医療提供施設 ○公衆栄養学 保健所、保健センター又はこれに準ずる施設 ○給食経営管理論 事業所等の特定給食施設	・実習関係書類 (受入承諾書を含む)	
		47	臨地実習は、実習施設に管理栄養士が専従しているか、あらかじめ確認している <sup>2)</sup>		
		48	臨地実習は、「臨床栄養学」「公衆栄養学」「給食経営管理論」の各教育内容の目標に即し、かつ専門的な知識及び技術の統合を図ることに留意した実習内容となっている <sup>2)</sup>	・実習関係書類	
		49	担当教員は、あらかじめ、実習施設の管理責任者及び直接指導に当たる管理栄養士と実習内容等について十分協議の上、臨地実習を実施させている <sup>2)</sup>	・実習関係書類	

[参考]

- 1) 栄養士法施行令の一部を改正する省令の施行について  
(平成13年9月21日健発第935号厚生労働省健康局長から各都道府県知事宛通知)
- 2) 管理栄養士養成施設における臨地実習及び栄養士養成施設における校外実習について  
(平成14年4月1日14文科高27健発第0401009号  
文部科学省高等教育局長、厚生労働省健康局長から各都道府県知事宛通知)

**管理栄養士養成施設 内容変更承認、変更の届出**

内容変更に関する事項	<b>施行規則第12条</b> 令第12条第1項の規定による指定養成施設(法第5条の3第4号の規定による指定を受けた学校であるものを除く。次条及び第14条において同じ。)の設置者であつて、令第12条第1項の規定による内容変更の承認を受けようとするものは、学生若しくは生徒の定員又は修業年限を変更しようとする場合は変更しようとする年度の前年度の9月30日までに、同時に授業を行う学生若しくは生徒の数を変更しようとする場合又は教育内容ごとの単位数若しくは履修方法を変更しようとする場合は変更しようとする日の2月前までに、変更の内容を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。	50	下記の事項について変更が生じた際、変更の内容を記載した申請書を、当該養成施設所在地の都道府県知事を経由して、厚生労働大臣に提出している ①生徒の定員(前年度の9月30日まで) ②同時に授業を行う生徒の数(変更日の2か月前まで) ③修業年限(前年度の9月30日まで) ④教育内容ごとの単位数及び履修方法(変更日の2か月前まで)	・往復文書処理簿 (届出の写し) ・現学則	
変更の届出に関する事項	<b>施行規則第13条</b> 指定養成施設の設置者に係る令第14条の主務省令で定める事項は、第8条第1項第1号又は第2号に掲げる事項とする。	51	下記の事項について変更が生じた際、届出を行っている ①養成施設の名称及び所在地 ②設置者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所)	・往復文書処理簿 (届出の写し) ・現学則	

点検結果

事項	規定等	点検No.	点検項目	確認 書類例	判定結果 適:1 否:0
0				0	51